

第1章 環境の保全と創造の総合的・計画的推進

第1節 環境の保全と創造に関する条例の施行

都市・生活型公害や地球環境問題など、今日の環境問題に適切に対応するため、「環境の保全と創造に関する条例」を平成7年7月18日に制定し、平成8年7月1日から全面的に施行した。

この条例は、県民、事業者、行政等社会の構成員すべての参画と協働のもと、自然と共生し持続的発展が可能な環境適合型社会を形成することをめざして、環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んだ県の環境政策の基本となるものである。

第2節 環境基本計画の策定と推進

1 計画の策定

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、「兵庫県環境基本計画」を平成8年6月28日に策定した。

本県では、この計画のもと、県民、事業者、行政等社会の構成員すべての参画と協働を基調とした環境適合型社会の形成に向けて、環境の保全と創造に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進していく。

2 計画の概要

(1) 計画の性格・位置づけ

環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、環境政策の目指す方向と長期的な目標を示すとともに、その達成に向けた施策の方向等を明らかにするもので、「環境の保全と創造に関する条例」に基づく環境政策に関する最上位の行政計画として、他の計画及び施策の実施に際し整合が図られるべき計画であり、また、市町の環境にかかわる計画の策定や施策の実施及び県民の日常生活や事業者の事業活動に際し、尊重されるべき基本指針である。

(2) 計画の期間

21世紀初頭までのおおむね15年間

(3) 環境政策の基本方針

今日の都市・生活型公害、地球環境問題等の環境問題や自然とのふれあい等のニーズに適切に対応するためには、人と自然が共生する持続的発展可能な社会である環境適合型社会を形成することが求められており、県民・事業者・NGO、さらには行政を含めてすべての主体が、自己の行動を環境に配慮したものに改め、環境に適合した「社会経済システム」を構築するとともに、それらの活動を支える基盤となる「県土空間」

を環境に適合したものにすることが必要である。

このため、

- ①社会の構成員すべての参画と協働の推進
- ②循環を基調とする地域環境への負荷の低減
- ③豊かで多様な自然環境の保全
- ④ゆとりと潤いのある美しい環境の創造
- ⑤地域からの地球環境保全の推進

という5つの目標を設定し、施策を展開する。

(4) 施策の方向と推進

5つの目標を達成するために、目標に沿って次に掲げる施策を推進するとともに、調査・研究の推進、社会資本整備等の推進等、共通的・基盤的な施策を推進する。

また、兵庫県下の6地域における自然的・社会的特性に応じて各地域における環境施策の重点的な方向を示すとともに、震災復興を環境に適合したものとするための配慮を行う。

① 社会の構成員すべての参画と協働の推進

環境倫理が醸成され、公平な役割分担のもとに各主体の環境に配慮した自発的な行動の実践や主体間の多様なパートナーシップに基づく取り組みが行われるよう推進する。このため、各主体の役割を明確にした上で、環境に配慮した事業活動やライフスタイルの変革に向けて、事業者による情報公開や環境管理、県民の環境配慮行動、各主体の自主的な取り組みや相互の協力・連携を促すとともに、環境学習の支援や環境教育の推進、環境情報の提供、環境活動団体の支援・育成等を推進する。また、経済的な手法や環境影響評価により、各主体の活動を環境に配慮したものに誘導する。

② 循環を基調とする地域環境への負荷の低減

資源・エネルギーの循環的・効率的な利用等により、汚染物質や廃棄物の発生を減少させるとともに、発生した汚染物質や廃棄物を適正に処理し、大気環境、水環境、土壤、地盤環境への負荷を低減する。また、事業活動及び日常生活から生じる公害等を防止し、緑化、水辺の保全等により、自然の持つ循環・浄化機能の向上を推進するとともに、土地利用の適正化を推進する。

③ 豊かで多様な自然環境の保全

多様な環境条件と豊かな生物相を有する兵庫県の自然環境を地域特性を踏まえながら保全する。そのため、自然の形態別保全方針を示すとともに、すぐ

れた自然の生態系、絶滅の恐れのある野生生物など貴重性の高い自然の保全に加え、里山、草原等の二次的自然の保全や森林・農地等の有する環境保全機能の維持・向上を図るとともに、野生生物の生息空間の保全、創出、適正な保護、管理等により、野生生物との共存を図る。また、過度な利用、開発等により、荒廃あるいは消滅しつつある自然について、回復・復元を推進する。

(4) ゆとりと潤いのある美しい環境の創造

豊かで多様な緑の創出、良好な水辺空間の創造、ゆとりある空間の確保、環境の美化及び自然や周囲と調和した美しい景観の形成を図るとともに、都市と自然が融合した公園都市づくりや地域の歴史、文化、自然等の特性を踏まえた特色あるまちづくりを推進する。また、自然との豊かなふれあいが深められるよう、都市における自然性の向上及び都市と農山漁村との交流を図るとともに、ふれあい施設等の整備を推進する。

(5) 地域からの地球環境保全の推進

資源・エネルギーの循環的・効率的利用等地球環境への負荷低減に向けた取り組みを地域から推進することにより、地球温暖化防止、酸性雨・霧対策、オゾン層保護、閉鎖性海域の環境保全等に取り組む。また、地球環境問題の解決に資する国際的な調査・研究機関の立地や国際会議の開催を図るなど、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力する。

3 計画の推進

課題や分野に応じた実施計画の策定、環境指標等による計画の進捗状況の管理や公表、推進体制の整備等により、計画の効果的な推進を図るとともに、環境適合型社会の実現のために欠くことのできない参画と協働のシステムとしての「くひょうご環境創造協会」や県民運動とも連携した取り組みを推進する。

(1) 参画と協働による推進

環境基本計画を地域から推進するため、県下6地域で、住民・事業者・行政等の参画により策定された「さわやかな環境づくり地域行動計画」に基づく環境保全・創造活動を「くひょうご環境創造協会」と連携して支援する。

また、環境月間の集い、エコフェスティバルなどの啓発事業の共同開催、事業者による環境管理情報の公開などの情報提供、講習会、研修会への講師等の派遣など、「くひょうご環境創造協会」と協力・連携しながら参画と協働による取り組みの推進を図る。

(2) 個別計画等の策定

環境問題解決のために、基本計画に記述している以

上に具体的な戦術や手法が必要とされる課題や分野については、個別の計画等を定め、実効ある推進を図ることとしており、既に「流域水環境保全創造指針」(平成8年6月)、「資源循環利用促進計画」(平成8年7月)、「自動車公害防止計画」(平成10年1月)等を策定し、推進を図っている。

(3) 環境率先行動計画の策定

県民、事業者にライフスタイルや事業活動の見直しを求めるだけでなく、県内の経済活動の主体として大きな位置を占めている県自らが、県民、事業者に率先して、事務事業の実施に当たって環境に配慮することにより、環境への負荷の低減を図ることを目的に「環境率先行動計画」を平成9年度に策定した。現在この計画に基づき、環境への負荷の低減等のための取り組みを計画的に実施している。

(4) 施策の総合調整体制の充実・強化

「重要施策総合調整推進基本要綱」に基づき、本庁各部局、県民局及び震災復興総合相談センターに設置されている調整推進員を活用し、各部局にわたる環境の保全と創造に関する施策の総合的・効果的な推進を図る。

4 「新兵庫県環境基本計画（仮称）」の策定

本県の環境行政は、平成8年6月に策定された「兵庫県環境基本計画」に基づいて推進されてきたが、近年、地域での地球温暖化対策の一層の展開が求められるとともに、ダイオキシンや環境ホルモンの問題など新たな課題も生じており、現計画において対応が不十分な点も出てきている。

このため、21世紀の環境適合型社会の実現をめざして、近年、新たに生じてきた環境問題にも的確に対応するため、現行の環境基本計画の見直しを行い、新しい環境保全・創造に関する指針となる「新兵庫県環境基本計画（仮称）」を平成13年度に策定する予定である。

第3節 公害防止計画の推進

公害防止計画は、「環境基本法」に基づき、現に公害の著しい地域等において、内閣総理大臣（注）の策定指示により知事が作成し、内閣総理大臣（注）により承認される計画である。

本県では、昭和47年度に兵庫県東部地域公害防止計画を策定して以来、阪神・播磨地方の臨海部の人口や産業が集積した地域を対象として公害防止計画を策定し、総合的かつ計画的な公害防止対策事業を展開してきた。

平成9年度には、平成4年度から平成8年度までの計画期間が終了したので、この計画期間中に環境が改善された龍野市、三田市及び稻美町を対象地域から除き、平成9年度から平成13年度までを計画期間とする新たな兵庫地域公害防止計画を策定した。

この計画の対象となった地域の概要は、第3-1-1表及び第3-1-1図に示すとおり、面積は県土の約17%であるが、人口は県全体の約76%、工業製品出荷額は約82%を占め、社会活動の面でも、経済活動の面でも、大きな比重を占めている。

なお、公害防止計画に基づき、地方公共団体等が実施する公共下水道や廃棄物処理施設の整備、河川や港湾のしゅんせつ等の公害防止対策事業については、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、国庫補助（負担）金のかさ上げ、地方債の適債事業の拡大等、国の財政上の特別措置が講じられる。

（注）中央省庁等改革関係法施行法の施行に伴い、平成13年1月6日より環境大臣となる。

第3-1-1表 兵庫地域公害防止計画（計画期間：平成9年度～平成13年度）の概要

| 項目 | 地域 |
|---------------------|--|
| 地域の範囲 | 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町 |
| 面 積 | 1,423km ² |
| 人 口 (H. 7.10.1) | 410万人 |
| 要 製造品出荷額等 (H.8年) | 108,683億円 |
| 計画の実施期間 | 5年間（平成9～13年度） |
| 計画承認年月日 | 平成10年2月26日 |

第3-1-1図 兵庫地域公害防止計画（計画期間：平成9年度～平成13年度）の対象市町

